

4) 外国投資会社の設立許認可取得:

個人または法人の外国資本による企業の設立手続きの受け窓口は、1999年9月30日付け大統領令No.117/1999にて投資調整庁(BKPM)、インドネシア共和国在外公館(東京/インドネシア大使館、大阪/インドネシア総領事館)、又は地方投資庁(BPMD)の三ヶ所になり大幅な規制緩和が図られた。

何れの窓口へ投資申請書を提出するかは投資家の自由裁量に任せられているが、後述する「新投資法」が国会に批准されると外国投資案件(PMA)の申請窓口は全て投資調整庁(=BKPM)に集約されることになっている。(国内投資案件は引き続き地方投資庁が担当する。)

但し、石油・天然ガス、金融・保険部門は投資調整庁が扱う分野からは外されており、これら部門については鉱山・エネルギー省や財務省が夫々担当している。

PMA企業の認可期間は、商業生産態勢が完了し営業許可書(Izin Usaha Tetap、=IUT)取得時点から起算して3年間であるが、当該企業が雇用の増大、輸出振興、環境保全などの面で、同国の経済や産業の発展に寄与していれば、更に30年間の延長が可能であり、その延長手続きに就いては投資調整庁に申請することが出来る。尚、当該企業が事業拡張を行う場合現承認で認可された生産Capacityに対し、金額面で30%以上の拡張事業であれ投資調整庁に対し新規案件と同様、マスター・リストの取得、外国人労働者利用計画書(RPTKA)など様々な便宜措置が可能である。

投資手続きの流れについては、IV.「外国投資手続き」及び別添の解説一(6)を参照せよ。

5) 外国投資会社設立に当たっての要件:

第1項にて記載した通り、1994年の「外国投資法に基づいて設立された会社の株式保有」に関する政令第20号、1999年の「株式会社法」に関する法律第1号並びに1999年10月6日付け「国内投資並びに外国投資の枠組みの中で設立される投資申請手続きと方法」に関する投資担当国務大臣/投資調整庁長官令No.38/SK/1999が外国投資会社設立に当たっての基本的な法令となる。

この中で重要な事は外国投資会社設立に当たって必要な総投資金額並びに資本金額に就いて此れまではMin.100万円以上でなければならないとか極めて厳しい規制があったが、政令第20号第2章第(2)節にてこの規制が外され各企業の自由裁量に任せられたことである。

外国投資は、投資規制対象の特定重要産業分野(14.「外資規制対象分野」の項参照)を除いて、インドネシア全国に於いて事業進出が可能である。

株式会社に関する1995年法律第1号(1995年3月7日公布、1996年3月7日施行、129条から構成)に依れば、

最低授権資本金額(Authorized Capital)は2,000万ルピア(第25条(1)項)

- A) 会社の設立時、第25条に述べた授権資本額の最小限25%(Minimum Issued Capital)500万ルピアの払い込み資本金が必要。
—授権資本金額のMax.は払い込み資本金額の4倍迄—
- B) 発起人は会社設立時に払い込み資本金額の最低50%を払い込む
- C) 法務大臣の会社設立承認書までに払い込み資本金額の残額50%を払い込む
- D) 会社設立には必ず最低2名以上の発起人が必要。(単独申請は不可) 本社と、関連会社や社長個人でも株主になれる。(極端な場合夫婦でも 差し支えない。)
- E) Issued Capital should be equal to Equity.
- F) 株式の払込みは、現金又はその他の形態で以って実行される。(第27条)

等が規定されているが、最低授権資本金額の規定は既述の通り現在は適用されない。

但し、規定が緩和されたからと言って幾らでも良いというのでは無く、投資調整庁内部で一つの目安がある。即ち、過去の事例から業種によって、例えば、小規模製造業であれば投資金額は40万ドル、サービス産業(小規模コンサルティング業務、輸出入業務並びに卸売業など)であれば10万米ドル程度が実務の目安となっている。

尚既述の通り1995年の「株式会社法」では最低2名以上の発起人が必要なるも、会社が正式に設立した後で何等かの由によりその株主数が2人を割るようなことになった場合、一方の当該株主は“その事由が発生してから6ヶ月以内に第三者に株式を譲渡しなければならない”と規定されている。「第7条(3)項」

上記(3)項に述べた期間を経過してなお株主数が2人を割っている場合には、その当該株主は会社の持つ契約ないし失に対し、個人的に責任を負い、裁判所は利害関係者の申請に応じて、会社を解散させることがある。「第7(4)項」

尚、ここで1995年3月7日に公布された「株式会社法」に関する1995年法律No.1の構成に就いて触れて置きたい。(施は公布が1年後即ち1996年3月7日より)

- I) 一般条項(第1-6項)
- II) 法人組織、定款登録並びに公開条項(第7-11項)
- III) 資本と株式(第24-55項)
- IV) 年次報告と利益の活用法(第56-60項)
- V) 株主総会(Rapat Umum Pemegang Saham,RUPS)
- VI) 取締役並びに理事(第79-101項)
- VII) 合併、取得による統合(第102-109項)
- VIII) 会社に対する調査、訴追(第110-113項)
- IX) 会社の解散と精算(第114-124項)
- X) 暫定条項(第125-126項)
- XI) その他条項(第127項)
- XII) 結末条項(第128-129項)

[Previous](#)